

2013年12月18日

消費者及び食品安全担当大臣

森 まさこ様

消費者庁長官

阿南 久様

新日本婦人の会

会長 笠井貴美代

## 消費者軽視のホテルレストラン・旅館メニュー、デパート惣菜の 「食材偽装」に強く抗議し、再発防止の徹底を求めます

表示とは異なる食材が使われていた「食材偽装」が全国の有名ホテルレストラン（旅館）、老舗デパートの惣菜などで次つぎと明るみになっています。企業の記者会見では「内部のチェック機能が働いていなかった」「法令の認識が不足していた」などと釈明し、長期間、消費者を欺き続けたことに対する真摯な謝罪はありません。成形加工肉に使われていた添加物に、アレルギー反応を起こす物質が含まれていたことは、命や健康にかかわる重大な問題であり、「偽装表示」は食の「安全」をないがしろにするもので許されません。

このような食材偽装事件がこれまで何度も繰り返されるのは、企業側に命と健康にかかわる社会的責任の自覚がなく、消費者軽視、利益偏重の姿勢があるからです。もはや企業の自主性、モラルに頼るだけではこれらの偽装を根絶することは不可能です。

いっぽう、消費者の利益を守るはずの消費者庁が、食材偽装の発生を許しているのはたいへん遺憾です。消費者庁は今回の食品偽装問題の全容を調査し、社名を含め公表するとともに、消費者の立場に立った行政指導を行い、法整備を含めた再発防止策を迅速に確立すべきです。

新日本婦人の会は、長年にわたり消費者の信頼を踏みにじる食材偽装を起こした企業と業界、それを許してきた行政のあり方に抗議するとともに以下要望します。

### 記

- 1、当該事業者と各業界団体に対し、食材偽装の実態について原因調査のうえ結果を公表させること
- 1、被害を被った消費者には、事業者に弁済させること
- 1、個々の事業者および各業界団体に法令順守の指導を行い、景品表示法違反には課徴金等、罰則強化の新たな措置をおこなうこと
- 1、偽装表示を防ぐために、厚生労働省など他省とも連携しながら早期に監視体制の強化をおこなうこと。都道府県知事に景品表示法に基づく措置命令の権限付与や、消費者生活センター等の人員増強や研修など財政措置を伴い実施すること
- 1、外食と中食を含むすべての加工食品に「原料原産地」「添加物」「アレルギー」表示を義務づけること
- 1、全食品についてトレーサビリティを法制化すること
- 1、食材偽装を根絶するためにも食料自給率を向上させる施策を強化すること

以上